

ハーフマラソンの結果



手賀沼のハーフマラソンの大会に出場したのですが、見事に撃沈してしまいました。当日はとても暑く、レース中に汗をかきすぎたため、13kmほどでバテてしまい、15km以降はところどころ歩きながらのゴールとなってしまいました。

普段は夜にジョギングをしているためか、お日様に弱いのかもかもしれません。

もっとも、去年は怪我でエントリーができず、一昨年もギックリ腰で当日欠場したことを考えると、大会に出場できただけでよかったと考えるべきなのかもしれません。

このままでは悔しいので、もう少し寒い時期のレースにもエントリーすることを検討しています。

なお、タイムは2時間8分台でした。

証人尋問の旅費と日当

証人尋問を実施する際、証人が希望すれば、裁判所まで出向いて証言をしたことに対する旅費と日当をもらうことができます。

ですが、ほとんどの証人がその権利を放棄しています。そもそも証人として裁判所に呼ばれるのは、当事者の身内や会社の従業員であることが多く、そのような方たちは旅費や日当などにこだわらず証言をする立場にあるからです。

婚姻関係の破綻

当事者の一方が離婚を希望し、他方がこれを拒否している場合、協議や調停では話し合いがつかみませんので、最終的には離婚訴訟を提起することとなります。

訴訟においては、裁判官が、「婚姻関係が破綻している」と判断すれば、たとえ片方が離婚を拒んでいたとしても離婚が認められます。どのような場合に婚姻関係が破綻しているかという、わかりやすい例が不貞行為です。逆に、性格の不一致やモラハラなどの場合、事案の内容次第になります。裁判官は、婚姻関係の破綻を認定するにはとても慎重です。また、別居期間が長い場合、特段の事情がない限りは婚姻関係が破綻していると認定してもらえますが、その期間は3～5年と言われておりけっこう長いです。別居に至った原因次第ではこれよりも短くなると言われていますが、実際に訴訟提起してみないとなんとも言えません。

ですので、破綻原因が弱いと思われる場合、安易に訴訟に移行するのではなく、もう少し調停を頑張ってみるといいう方針になることもあります。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設